

鳥取市道南岸線道路改良事業執行に係る負担金の事務手続きについて

1. 交付申請提出（事業着手の30日前まで ※）

○交付申請は、下記提出先に郵送又は持参してください。
※事業着手予定日が4月1日から4月20日までの場合は、3月27日までに提出してください。

2. 交付決定通知到着（交付申請から原則20日以内）

* 交付申請の取下げは、交付決定通知を受けた日から20日以内に限り行うことができます。

3. 事業開始

※この補助金(交付金)においては、着手届の提出は必要ありません。

【事業を変更・中止・廃止したい場合】
事業を変更・中止・廃止する場合には県の承認が必要です。
変更・中止・廃止申請書を下記提出先まで郵送又は持参してください。

4. 事業完了

※事業の完了とは：補助対象経費の支払いがすべて完了した日

※この補助金(交付金)においては、完了届の提出は必要ありません。

【事業が年度内に終わらない場合】
補助金等進捗状況報告書を下記提出先まで郵送・持参してください。

5. 実績報告書提出（完了・廃止・中止から20日以内）

○実績報告は、下記提出先を郵送又は持参してください。

◎補助金の支払い

・実績報告を受けて額の確定を行った後に支払います。

資料提出・問い合わせ先 県土整備部部・道路企画課
鳥取県東町一丁目220
0857 - 26 - 7625 dourokikaku@pref.tottori.jp